

税の申告に必要な物

■用意する物

- 印鑑、筆記用具、電卓など
- 昨年の所得の分かる物(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支に関する書類など)
- 各種控除を受ける人は下表のとおり

■証明書などを紛失したら

次の証明書などを紛失した場合、再発行などの

手続きが必要です。
 証明書など・手続き先＝
 ①年金の源泉徴収票) 年金支払者へ
 ②国民健康保険税の領収証書) 市役所市民税課
 ③介護保険料の領収書など) 市役所介護保険室
 (②③は大胡・宮城・粕川・富士見支所や前橋プラザ元気21証明サービスコーナーでも取り扱っています)

問い合わせは 市民税課 ☎027-898-6203
 介護保険については 介護保険室 ☎027-898-6159

各種控除に必要な証明書など		
控除項目	対象	必要な証明書など
障害者控除	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書(市役所介護保険室、大胡・宮城・粕川・富士見支所で交付。即日交付はできません)
社会保険料控除(国民健康保険税や介護保険料など)	年金から天引き(特別徴収)の人	源泉徴収票(遺族・障害年金から天引きの人は支払通知書など)
	納付書払い(普通徴収)の人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替(普通徴収)の人	振替済通知書
医療費控除	サービスを利用し、医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った領収書
生命保険料控除	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書

※国民健康保険税や介護保険料の納付額について、電話での問い合わせには回答できません。

な人は、市民税課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ請求してください。

■ **申告・相談窓口**
 期間・会場など「4」表のとおり

■ **申告が必要な人**
 1月1日現在、市内に居住し昨年中に次のいずれかに該当した人は市・県民税の申告が必要です。なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告は不要です。

● 給与収入のある人で、勤務先から本市へ「給与支払報告書」の提出がなかった場合(提出の有無は勤務先で確認を)や、給与以外に所得があった

● 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった

● 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得があった

● 公的年金等の収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加(医療費やその他の控除)があった

● 昨年中、所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだったなど

■ **扶養親族の申告を忘れずに**
 昨年末で生計を一にする16歳未満の扶養親族については、扶養控除額はありません。しかし、扶養親族などの人数は市・県民税の非課税判定に必要ですので、扶養者の人は忘れずに申告をしてください。

■ **主な変更点**

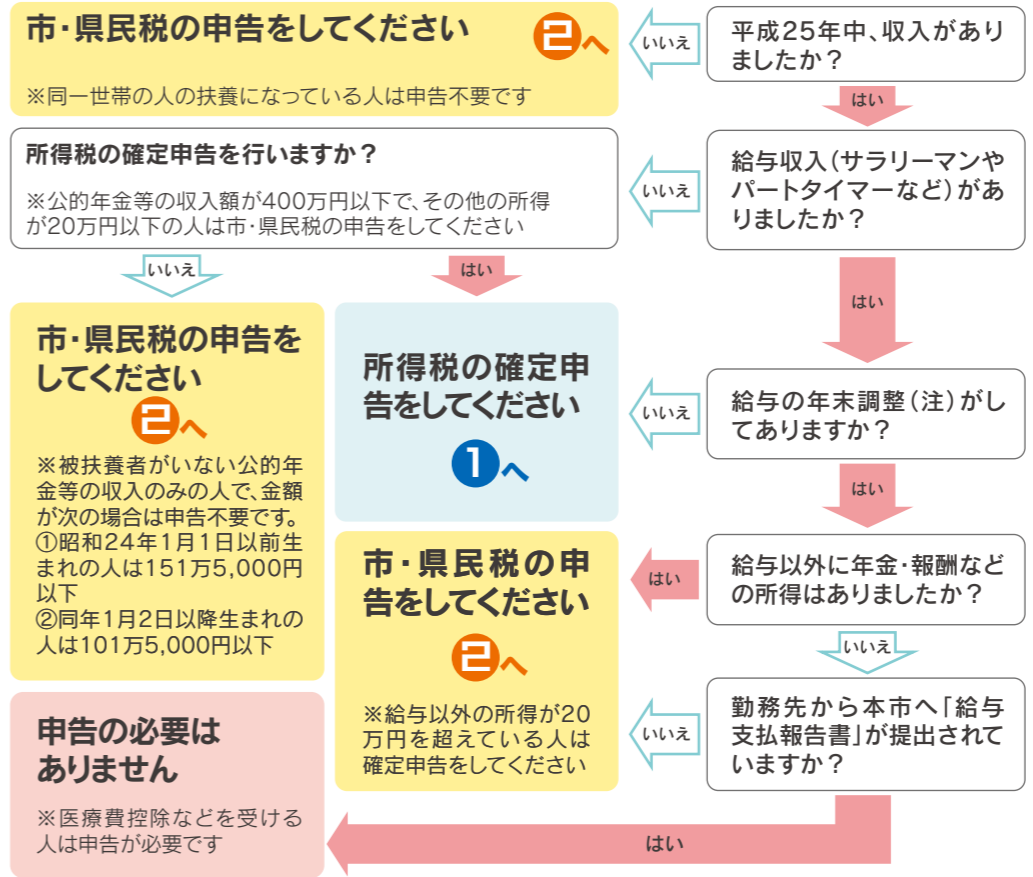
- 寄附金税額控除
 市・県民税の寄附金税額控除のうち、都道府県・市区町村への寄付金を対象とする特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率が加算されます。
- 給与所得控除
 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられました。
- 均等割額
 市・県民税の均等割額に防災施策などの財源としてそれぞれ500円が、「ぐんま緑の県民税」として県民税に700円が加算されました。このため、均等割額の内訳は市民税が3,500円、県民税が2,200円となります。

申告は
3月17日(月)
まで

税の申告は

お早めに

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は市民税課(☎027-898-6203)にお問い合わせください。また、ことし1月1日現在、本市に居住していなかった人は従前の市区町村にお問い合わせください。



(注)給与を2カ所以上から受けていた場合に、それらの給与を合計して年末調整をしていない人は、確定申告が必要になることがあります。確定申告をしない場合は、市・県民税の申告をしてください。

所得税や消費税、贈与税、市・県民税の申告時期となりました。申告に必要な書類をそろえて、早めに出しましょう。

1 **所得税などの確定申告**
 申告書の作成は、手引きなどを参考にしてください。国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書などを作成できます。また、事前手続きをするとうーTaxでの電子申告も可能です。

■ **申告・相談窓口**
 期間・会場など「4」表のとおり(期間中は前橋税務署での申告相談を行っています)

■ **所得税の確定申告が必要な人**
 昨年中に次のいずれかに該当した人は所得税の確定申告が必要です。

- 事業所得や不動産所得、一時・雑所得がある人や土地、建物、株式などを譲渡した人で、所得の合計額が所得控除の合計額を超えた
- 給与の収入金額が2,000万円を超えた

■ **市・県民税の申告**
 昨年、市・県民税の申告をした人などには、申告用紙が届かなくても、申告が必要

問い合わせは 市民税課 ☎027-898-6203

0万円を超えた

- 給与を1カ所から受け、給与以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超えた
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超えた
- 公的年金等の収入金額が400万円を超えたか、公的年金等の収入以外の所得が20万円を超えた

■ **市・県民税の申告**
 昨年、市・県民税の申告をした人などには、申告用紙が届かなくても、申告が必要

問い合わせは 市民税課 ☎027-898-6203